

監 査 公 表

令和 3 年度の財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 8 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 下 元 博 司
 高知市監査委員 清 水 おさむ

令和 3 年度の財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市民協働部地域コミュニティ推進課 [財政援助団体監査：北秦泉寺谷ノ内町内会] ○ 補助金交付要綱を改正すべきもの 補助金交付要綱について、改正すべき次のような事態が見受けられた。 ア 財産を形成する補助金に該当するにもかかわらず、財産処分の制限に関する条項及び関係書類の整備保管に関する条項が規定されていないもの イ 暴力団の排除に係る条項が規定されていないもの 補助金交付要綱は、公平・公正で透明な補助金事務を行うために交付に係る具体的要件等を定めるものであり、適正に規定する必要がある。 コミュニティ助成事業補助金交付要綱については、改正されたい。 なお、補助事業の着実な履行や進捗状況等の確認を目的とする契約書(写)等の書類の提出について、要綱等で明確に定めていない事態も見受けられたため、併せて改正を検討されたい。</p>	<p>市民協働部地域コミュニティ推進課 [財政援助団体監査：北秦泉寺谷ノ内町内会] ○ 補助金交付要綱を改正すべきもの 令和 4 年 7 月 12 日に高知市コミュニティ助成事業補助金交付要綱を改正し、財産処分の制限及び整備保管に関する条項並びに暴力団排除に関する条項を整備いたしました。 補助事業の着実な履行や進捗状況等の確認を目的に契約書(写)等の書類の提出が必要と判断される場合は、高知市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 6 条に規定されている補助金交付決定通知書において、交付条件に付すことといたします。</p>
<p>環境部清掃工場 [財政援助団体監査：ヤマウチ・四電ビジネスグループ] ○ 利用料金の承認手続を適正にしていないもの ヨネッツこうち条例第 14 条第 3 項及び基本協定書第 12 条において、利用料金は指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているところ、一連の手続がなされていない事態が見受けられた。 利用料金の承認手続については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>環境部清掃工場 [財政援助団体監査：ヤマウチ・四電ビジネスグループ] ○ 利用料金の承認手続を適正にしていないもの ヨネッツこうち条例第 14 条第 3 項及びヨネッツこうちの管理運営に関する基本協定書第 12 条に基づく利用料金承認手続を行っていなかったことから、令和 3 年 11 月 16 日に指定管理者から承認の申請を受け、令和 3 年 12 月 1 日に承認する旨の通知を行いました。 今後は、次期に指定管理者を指定する際の注</p>

○ 利用許可に係る手続について適切な指導を行っていないもの

「環境学習室」の利用について、ヨネッツうち条例施行規則第2条、第3条及び第9条に基づく利用者からの申請書の提出及び指定管理者からの許可証の交付という一連の手続がなされていない事態が見受けられた。

これは、同規則第4条にプール等の利用料金は「機械発行式の使用券を交付することにより申請書の提出及び許可証の交付に代えるものとする」と規定されており、「環境学習室」についても同様の手続であると誤認していたことによるものであるが、設置者としての責任を果たす立場から、指定管理を行う上で重要な業務の執行については、新たな指定管理者が指定された際に適切な指導を行うべきである。

利用許可に係る手続については、同規則に基づき適正に行われるよう指導されたい。

意事項として紙媒体で引き継ぎ、条例等に基づく適正な事務執行を徹底してまいります。

○ 利用許可に係る手続について適切な指導を行っていないもの

「環境学習室」の利用について、ヨネッツうち条例施行規則第2条、第3条及び第9条に基づく利用者からの申請書の提出及び指定管理者からの許可証の交付という一連の手続を行っていなかったことから、令和3年11月29日に指定管理者から申請書及び許可証の様式提案を受け、協議を経て令和3年12月2日に様式を決定し、令和3年12月6日から新様式の使用を開始しております。

今後は、次期に指定管理者を指定する際の注意事項として紙媒体で引き継ぎ、同規則に基づく適正な事務執行を徹底してまいります。